

健発 0520 第 3 号
令和 4 年 5 月 20 日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係
法律の整備に関する法律による児童福祉法及び難病の患者に対する医
療等に関する法律の一部改正等について（通知）

「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 3 年 12 月 21 日閣議
決定）を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るた
めの関係法律の整備に関する法律」（令和 4 年法律第 44 号。以下「第 12 次地方
分権一括法」という。）及び「児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療
等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 4 年厚生労働省令第 85
号。以下「省令」という。）が本日公布されたところである。

第 12 次地方分権一括法及び省令による児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、
児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）、難病の患者に対する医療等
に関する法律（平成 26 年法律第 50 号。以下「難病法」という。）及び難病の患
者に対する医療等に関する法律施行規則（平成 26 年厚生労働省令第 121 号。以
下「難病法施行規則」という。）の改正の趣旨及び内容は、下記のとおりである
ので、十分御了知の上、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るととも
に、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

都道府県は、難病法に基づく特定医療費の支給認定を行う際、認定を受け
た患者が特定医療を受ける指定医療機関を定め（難病法第 7 条第 3 項）、当
該「指定医療機関の名称」等を記載した医療受給者証を交付しなければならない（同条第 4 項）とされており、また、利用する指定医療機関を新たに定
め、又は変更する場合には、その度に変更の手続を行う必要があるところ、
「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、都道府県の判

断により、例えば「〇〇県の指定医療機関」等、医療受給者証への包括的な記載が可能であることを明確化することとした。

これに伴い、特定医療費の支給認定の変更の認定を行う場合において、支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めなければならないとする義務付けを廃止することとした。

これに併せて、小児慢性特定疾病医療費の支給について定める児童福祉法においても同様の義務付けがあることから、難病法と同様の改正を行うこととした。

第2 改正の内容

1 難病法及び難病法施行規則の一部改正

(1) 難病法第7条第4項を改正し、都道府県が特定医療費の支給認定をしたときに支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（以下「支給認定患者等」という。）に交付する医療受給者証における指定難病の患者が特定医療を受ける指定医療機関の記載について、包括的な記載が可能であることを明確化した。

(2) 難病法第10条第2項及び第3項を改正し、都道府県が特定医療費の支給認定の変更の認定を行う場合において、支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めなければならないとする義務付けを廃止し、必要があるときは提出を求めることができることとした。

また、これに伴い、難病法施行規則第33条第1項及び第3項を改正し、支給認定の変更に係る申請書を提出した支給認定患者等は、都道府県から医療受給者証の提出を求められたときは、これを都道府県に提出しなければならないこととした。

2 児童福祉法及び児童福祉法施行規則の一部改正

児童福祉法第19条の5第2項及び第3項を改正し、都道府県が小児慢性特定疾病医療費の支給認定の変更の認定を行う場合において、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、医療受給者証の提出を求めなければならないとする義務付けを廃止し、必要があるときは提出を求めることができることとした。

また、これに伴い、児童福祉法施行規則第7条の27第1項及び第3項を改正し、支給認定の変更に係る申請書を提出した医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者は、都道府県から医療受給者証の提出を求められたときは、これを都道府県に提出しなければならないこととした。

第3 施行期日

本日から施行することとした。

第4 留意事項

当該制度改正を踏まえた運用にあたっては、第1から第3までのほか、以下に留意の上、適切な運用を行うこと。

- 1 今般の改正により、医療受給者証に指定医療機関の名称を包括的に記載した場合において、患者が特定医療を受ける指定医療機関を変更したときは、医療受給者証上の指定医療機関名を変更する必要がなければ、医療受給者証の書き換えは不要であること。
- 2 医療受給者証に指定医療機関の名称を包括的に記載した場合においても、引き続き特定医療を受けられる医療機関は難病法第7条第3項により定められる指定医療機関に限られることについて、支給認定患者等や指定医療機関に対して適切に周知すること。
- 3 指定医療機関の名称を包括的な記載に変更する場合、医療受給者証の更新時に順次記載を変更することを想定しているが、支給認定患者等が、包括的な記載に変更する前に医療受給者証に記載がない指定医療機関の受診を希望する場合には、特定医療を受けることができる旨、支給認定患者等及び指定医療機関に周知する等の対応を行うこと。また、支給認定患者等が、本来の更新時期より前に、医療受給者証上の指定医療機関の名称の包括的な記載への変更を希望する場合は、個別に手続を行うことができる旨、支給認定患者等に併せて周知すること。

別添1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）（条文）

別添2 （抜粋）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）（新旧対照表）

別添3 児童福祉法施行規則及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第85号）（条文）

以上